

令和7年度第1回北名古屋市総合教育会議議事録

開 会	令和7年10月6日(月) 午前10時10分
場 所	北名古屋市役所西庁舎 3階 302会議室
出席委員	太田 考則 市長 松村 光洋 教育長 岡島 秀隆 教育委員(教育長職務代理者) 山田 聡子 教育委員 田中 幸湖 教育委員 諸星 明彦 教育委員
欠席委員	平松 貴美子 教育委員
会議に出席した者の職、氏名	総合政策部長 早川 正博、総務部長 小崎 康雄、教育部長 安井 政義、 教育部参事 池田 英則、教育部次長兼学校教育課長 高橋 真人、 生涯学習課長 祖父江 由美、スポーツ課長 渡辺 進、給食センター長 北村 智徳、 学校教育課主幹 水野 正景、学校教育課係長 太田 祐介、 学校教育課教育指導員 尾崎 洋志
議 題	重大事態について 中学校部活動の地域展開について 通学区域の課題の解消に向けた対応について 少子化に対応した学校規模の適正化について
会議資料	次第 資料1 北名古屋市総合教育会議出席者名簿 資料2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部抜粋) 資料3 重大事態について 資料4 中学校部活動の地域展開について 資料5 通学区域の課題の解消に向けた対応について 資料5-1 北名古屋市就学校の変更及び区域外就学許可に関する基準 資料5-2 小学校通学区域図 資料5-3 中学校通学区域図 資料5-4 中学校通学区域図(少人数学区) 資料6 少子化に対応した学校規模の適正化について 参考資①～③ 中学校再編検討
閉 会	令和7年10月6日(月) 午前11時40分

<午前10時10分開会>

教育部長（安井政義）

定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第1回北名古屋市総合教育会議を開会いたします。この会議は、市長と教育委員会が相互に連携を図り、より効果的に教育行政を推進していくために、開催するものでございます。本日傍聴人の申し込みはございません。欠席委員を報告いたします。平松委員が、都合により欠席との連絡をいただいておりますので報告させていただきます。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。始めに、太田市長よりごあいさつを申し上げます。

市長（太田考則）

北名古屋市総合教育会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。日頃より教育行政において、皆様方のお力添えに感謝を申し上げます。先日、豊明市でスマホの時間を短くする条例が施行され、全国から苦情があったと聞きました。先日、北名古屋市で愛知県市長会を開催した折に豊明市長と話をさせていただきましたが、なぜ、あの条例を作ったのかというと、日本全体で子どもたちのいじめや不登校の問題があり、原因の一つにスマホがあるのではないかとということで、罰則規定を設けない条例を作ったということです。豊明市の家族が、スマホに対してどういう考えを持つべきかの定義を決めるために条例を制定したということでした。北名古屋市においても、大人が子どもたちの環境を考えることが教育の一つであると思っています。様々な場所で議論をして、北名古屋市の子どもたちがいかに良い環境になるのか議論していただく場だと考えておりますので、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

教育部長（安井政義）

ありがとうございました。ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。資料は、次第、資料1の総合教育会議出席者名簿、資料2の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、資料3の資料については、個人情報が含まれていますので紙媒体で机上に配布させていただきました。この資料につきましては、会議終了後、回収させていただきます。資料4の中学校部活動の地域展開については、動画を見ていただきます。資料5の通学区の課題の解消に向けた対応については、補足資料を他に4点用意しています。資料6は少子化に対応した学校規模の適正化については、参考資料として5点用意しています。全ての資料を使う訳ではありませんが、説明の中でご案内をさせていただきます。なお、委員の皆様には、ご発言の際にはマイクを使っていただきたいと思います。

次第2に移ります。北名古屋市総合教育会議について説明させていただきます。資料2の地方教育行政の組織及び運営に関する法律をご覧ください。第1条の4において、総合教育会議について規定されています。第1項第1号には、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策と協議する事項が規定されておりますのでよろしくお願いいたします。

これより議事の進行につきましては、市長に務めていただきます。太田市長お願いたします。

市長（太田考則）

それでは、次第3、議題に入ります。

議題審議に入る前に、お諮りしたいことがございます。議題(1)の重大事態については、個人情報が含まれており、個人の特定につながることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項、ただし書きにより非公開について、私から発議をさせていただきます。議題(1)の重大事態について、非公開とすることにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

市長（太田考則）

全員異議なしと認め、議題(1)の重大事態についてを非公開といたします。

市長（太田考則）

それでは、議題(1)の重大事態について、事務局から説明を受けることとします。

（内容については、非公開）

市長（太田考則）

次に、議題(2)の中学校部活動の地域展開について、事務局から説明を受けることにします。

教育部長（安井政義）

議題(2)の中学校部活動の地域展開については、動画を見ていただきますので、よろしくお願ひします。

（動画鑑賞）

市長（太田考則）

中学校部活動の地域展開について、動画を見ていただきました。ただいまの説明について、意見や質問がありましたら、ご発言をお願いします。

（しばらくの間）

市長（太田考則）

これは、平日の月曜日から金曜日までは学校の部活動とし、土日の部活動を地域へ移行する実証実験ということですか。

教育部長（安井政義）

国では、教員の働き方改革と少子化においても生徒の活動を継続して確保するために方針を打ち出しました。しかし、全国の地域から難しいとの声が上がリ、国も先送りになっている状況があります。北名古屋市においては、国の方針に基づき、まずは休日の活動を地域へ移行する形で進めていました。学校と打合せをする中で話題となることは、生徒が大

会に勝つことに重きを置いていることです。完全に土日を無くしてしまい、平日の活動だけで部活動の指導を行い、土日の大会だけ引率や監督として同行するのは受け入れがたいと考える顧問がいることも聞いています。北名古屋市としては、第2第4土日は地域の活動とし、第1第3第5土日は、学校部活動として現在進めています。生徒へのアンケート結果では、もっと活動したい生徒もいれば、月2回程度の活動を望んでいる生徒が多いことを確認していますが、毎年アンケートを取り見極めたいと考えております。今後、事務局としては、地域団体の活動種目を増やしていきたいと考えています。現状は、ソフトボール、バレーボールが実証事業としては無いため、スポーツ協会の役員に動画を見ていただき検討を依頼しました。ふれあいスポーツクラブに対しては、生徒が体を動かす機会を増やしてもらうことは、スポーツクラブにおいても発展につながるのではないかと話をしています。現状の方針についてご理解いただきたく、動画を見ていただきました。

市長（太田考則）

次に、議題(3)の通学区域の課題の解消に向けた対応について、事務局から説明を受けることにします。

教育部次長兼学校教育課長（高橋真人）

それでは、議題(3)の通学区域の解消に向けた対応について説明します。資料5をご覧ください。通学区域については、学校教育法施行令第5条第2項において、教育委員会が就学予定者の小中学校を指定しなければならないとされており、第8条では就学校の変更について、第9条では区域外就学について規定しています。続いて、2ページの通学区域とは、就学校の指定をする判断基準として教育委員会が設定した区域のことを差します。これには法令上の定めは無く、道路や河川等の地理的状況に加え社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等地域の実情を踏まえ各市町の教育委員会の判断に基づいて設定されています。しかし、近年は開発エリアの拡大や住環境の変化に併せてニーズも多様化する傾向にあり基準の適用に苦慮する事例が目立ち、通学区域見直しの検討も必要となっています。

次に、本市の通学区域における運用について説明します。2ページの3-1をご覧ください。教育委員会が設定した通学区域に対して、様々な理由から就学校の変更を許可する基準として「北名古屋市就学校の変更及び区域外就学許可に関する基準」を定めています。資料5-1からの抜粋を点線囲いに示していますが、北名古屋市就学校の変更及び区域外就学許可に関する基準として、(1)児童生徒の身体的理由によるもの、(2)教育的配慮を必要とするもの、(3)家庭事情及び家庭環境によるもの、(4)通学距離によるものを挙げています。資料5-1では、先に挙げた基準の詳細な適用範囲を列挙していますが、当局としては、2つの項目について適用の相談が多く、今後の取り扱いについて協議が必要であると考えています。具体的には、許可基準13号、自宅からの距離において、小学校が直線距離が概ね1Km以上、中学校が2Km以上で、より近い隣接校への就学を希望する場合、新1年生に限り許可しています。資料5-2の小学校通学区域図をご覧ください。各小学校を中心に半径1Kmの円が描いてあります。図面には緑のラインで各学校の通学区域を定めています。基本的には定められた学校区内にお住まいの方は指定された学校へ通学するのですが、学校から半径1kmの外に住んでおり、他の学校の方がより近い場合は申請できるといったケースとなります。分かりやすい例では、図面中より少し上の師勝西小学校で説明

しますと、師勝西小学校の北西あたりの部分は師勝西小学校に限りなく近いにもかかわらず、五条小学校の通学区域となります。指定校から1 km以上離れているため、許可基準というところの1 3号に該当するとして、より近い隣接校に就学の変更申請ができるというものであり、それぞれ図面の中でピンク色の箇所が該当します。中学校ですと、資料5-3で、中学校は2 km以上が基準になりますので、黄色の箇所、白木中学校の区域は、訓原中学校の方が近いので変更申請可能な区域となっています。次に、3ページの許可基準6号、教育的配慮を必要とするもので、四角の表、別表3に定める地域に居住し指定校以外を希望した場合、新1年生に限り許可しています。これは、資料の赤色の塗りつぶし部分について、西側は師勝西小学校から訓原中学校へのパターン、東側は、師勝東小学校から訓原中学校へのパターンとなります。いずれも児童が限りなく少ない地区で、同じ小学校から友達と異なる中学校へ行くことへの配慮として、双方師勝中に変更可能としたものです。

次に、資料5-4をご覧ください。先ほどの事例に対し師勝小学校から訓原中学校へいく、ピンク色下地の斜線のハッチングがかかった区域の保護者から、師勝中学校へ就学することへの配慮を求める相談が増えている現状があります。同様に師勝東小学校区の北西の一部から熊野中学校でなく師勝中学校に就学を希望する例もあります。

次に、4ページの3-3、本市の通学区域の運用についてをご覧ください。ここでは先ほどの許可基準1 3号の通学距離によるもの及び6号の教育的配慮を要するものについて、令和7年度入学時点での適用状況となります。許可基準1 3号の通学距離による指定校からの変更は小学校で30件、中学校で8件、許可基準6号については33件のうち新1年生は7件が訓原中学校の指定校に対し師勝中学校を就学校として申請している状況となります。

5ページの3-4は、主な窓口の相談内容を記載しています。許可基準1 3号の通学距離によるものは、民家の少ない地域に転入した保護者より、集合場所が遠く一人での下校が防犯面で心配であるため指定校より近い小学校を希望する。五条小学校と西春小学校の境界付近に住み指定校は五条小学校となるが、保護者の通勤の関係から児童クラブの送迎に便利な西春小学校に通学を希望するという案件が相談例として多くあります。また、この他に師勝小校区に建設された西春駅西側のマンションに住む保護者から踏切を渡らず距離的にも近い西春小学校へ通学を希望するということが予想されます。許可基準6号の教育的配慮を要するものでは、別表3に示された区域以外の保護者から先ほどの説明のとおり、師勝中学校への就学校変更を望む相談が多くなっています。

6ページの項目4で、説明した課題を整理しています。許可基準1 3号、住環境の変化により規定の距離に該当しないがより近く、より安全な学校に就学を希望する傾向や許可基準6号による教育的配慮を要するものの対応可能な区域以外での相談が増加傾向にある状況から、項目5に示すとおり、(1)審議会を立ち上げ大々的に現在の学校をベースに通学区域の変更を協議していく、(2)影響範囲を限定し許可基準6号の適用範囲について選択区域の拡充を再考する、(3)公共施設適正配置計画における学校施設再配置の方針に合わせて通学区域の見直しを図るべく関係者の合意形成に努めていきます。

教育委員会では、今後このようなことをどういった方向性で検討し進めていくか思案をしており、この場をお借りして皆様のご意見をいただければと考えております。

市長（太田考則）

ただいまの説明について、質問や意見がありましたら、ご発言をお願いします。

（しばらくの間）

教育部長（安井政義）

保護者と話をした中では、師勝中学校と西春中学校が、昔からのブランドの本校であるという意見を聞きます。北名古屋市に合併した際に、10人以下となる地域を選択地域とする議論がされました。教育委員会としては、小学校から中学校へ別れずに進学できる方向性にできないかを考えています。

（山田委員、挙手）

市長（太田考則）

山田委員、お願いします。

教育委員（山田聡子）

孫からしてみれば祖父母、両親が通った学校へ行くという愛校心や地域愛のようなものもあると思います。

市長（太田考則）

訓原中学校は、長寿命化改修工事できれいになるので意識が変わるかもしれない。地域愛も変わってきたと思うが、なかなか難しい問題ですね。

教育委員（山田聡子）

保護者は、きれいな学校へ行かせたいので、新しい校舎になれば設備も良いからと意識が変わる可能性はあると思います。

市長（太田考則）

他に意見や質問は、ありますでしょうか。

（岡島委員、挙手）

市長（太田考則）

岡島委員、お願いします。

教育委員（岡島秀隆）

教育環境が一番大事だと思います。学校周辺の環境整備から考えると、学校の周辺環境が工業地区になると非常に困ります。天神中学校では、将来西側がどうなるかという都市計画全体の問題があります。校区の問題もありますが、将来的な人口構成や商業地区になるのか、将来的な市のデザインを考えることも一つだと思います。AIの予測情報も資料として加え、参考プランもできると思います。

市長（太田考則）

庁舎をどうするかという問題があり、大切な意見であり私も肝に銘じます。

教育長（松村光洋）

師勝小中学校、西春小中学校以外の12校についても、校長先生方に特色も含めて発信してもらおうように働きかけていきたいと思えます。

市長（太田考則）

次に、議題(4)の少子化に対応した学校規模の適正化について、事務局から説明を受けることにします。

教育部次長兼学校教育課長（高橋真人）

議題(4)の少子化に対応した学校規模の適正化について説明します。岡島委員が仰せられたように、学校施設に限らず市の公共施設全体を大きな視点で今後どうしていくかを資料6により説明させていただきます。資料6は、9月議会の全員協議会に提出された資料から抜粋したものです。内容は、本市全体の公共施設を将来的な展望に立ち、適正な配置を推進するべく立案したものに学校施設も含まれるものです。ポイントを絞り全体計画の概要を踏まえ説明をします。

1 ページをご覧ください。下段四角で囲んである公共施設の適正配置は、公共施設における持続可能な行政サービスの提供のため、必要な機能は維持しつつ、現状の公共施設の数や規模を将来的な人口や財政を見据えて見直す取組です。施設そのものではなく、その中に入る機能に着目して必要性を明確にし、施設の老朽度や利用状況などの実態を踏まえて、集約化や複合化または現状維持(更新)などの方向性を定め、計画的に実施できるよう本計画を策定するものです。2 ページは、本計画の上位計画に当たる「公共施設総合管理計画」の基本方針の説明です。「施設の適正配置」「長寿命化への対応」「財政負担の平準化」を軸に基本方針を定めています。4 ページをご覧ください。公共施設適正配置計画は、2026年から2065年の40年間で更新費用を算出しています。概ね5年での計画見直しを前提とし、期間は2026年度から2030年度の5年間とします。5 ページをご覧ください。対象とする公共施設ですが、建物系76施設、この中に学校施設17施設も含まれています。空地系施設134施設が対象施設となっており、10ページ、11ページには、それぞれの位置図を載せています。12ページの本市の状況をご覧ください。「人口推計」は、2050年までに約5%減少となる見込みで、公共施設の総量縮減が必要ですが、魅力的な公共施設で人口減少に歯止めをかけることが必要です。13ページは、人口ピラミッドで、年齢構成が大きく変化することが推測されています。次に、14ページをご覧ください。地域別人口推計ですが、古くからの住宅地で人口減少が見込まれる一方、宅地開発により増加が見込まれる地域もあり、学校施設を含め将来の地域別人口を見据えた公共施設の配置が必要となります。15ページをご覧ください。本市の人口密度は1ha当たり47人で、県内2番目です。地域別では、鉄道沿線の市街化区域が特に高くなっています。人口減少により人口密度を維持できないため、集約型都市構造の構築が必要である旨が記されています。20ページをご覧ください。土地利用状況ですが、市街化区域の約9割がすでに都市的利用となっており、新たな土地利用が難しいため、現在の公共施設用地の活用や跡地利用が必要となる旨が述べられています。21ページをご覧ください。公共施

設の建築物保有量の推移ですが、令和6年度の保有量は、老朽化により廃止・統合等を進めたため、令和2年度に比べ減少傾向となっています。下段項目2で同規模自治体との比較をしており、本市は市民一人当たりの土地面積は小さく、建物面積も平均以下となっています。土地面積については、借地が多いことや公園面積が少ないことが要因で、建物面積については、消防施設、火葬場、公営住宅等を所有していないことが要因と考えられます。22ページをご覧ください。類似団体である清須市、長久手市、津島市、日進市、尾張旭市と比較した、建物系施設の施設分類ごとの延床面積です。棒グラフの一番右の赤いバーが北名古屋市のものです。本市は、子育て支援系施設、保健・福祉系施設、学校教育系施設の延床面積が大きく、子育て支援系施設は、各小学校区に児童館・児童クラブがあることが要因と考えられます。一方で、市民文化系施設は小さく、将来的な需要を踏まえた方針が必要となっています。23ページをご覧ください。空地系施設では、市所有の都市公園の保有面積が小さく、都市公園を計画的に整備する必要があります。

続いて24ページは、公共施設に対する満足度や意識などを把握するため、令和7年5月に実施した意識調査の結果となります。公共施設が「充実している」「どちらかといえば充実している」という回答が約3割であった一方、「不足している」「どちらかといえば不足している」との回答が約6割と、市民ニーズに対応しきれていないなどが想定されました。25ページをご覧ください。複合施設にしたほうがよいかという設問ですが、「そう思う」「どちらかというと思う」という肯定的な回答が約7割、「思わない」「どちらかというと思わない」という否定的な回答が約2割となっています。また、多世代交流や利便性が向上するといった意見が、自由意見で見られました。26ページをご覧ください。民間活力を活用した公共施設運営についての設問ですが、「推進すべき」との回答が約5割、「推進すべきでない」との回答が約2割、「わからない」との回答が約3割となっています。学校施設においても、水泳の授業が施設老朽化に伴い民間施設を利用する動きが全国的にも広がっています。本市においても一部民間施設を利用した授業を実施しており、保護者から一定の評価を頂いています。27ページをご覧ください。公共施設の印象についての設問ですが、「設備が古い、充実していない」が最も多く、187件、全体の約5割の方が回答しています。次いで「場所が遠い、不便」、「駐車場が少ない」となっています。改善を求める回答が多いことから、市民ニーズに対応した更新や集約等が必要と考えております。

28ページでは計画策定における基本的な考え方を示しています。1点目は社会情勢などの変化への対応です。施設の設置事由を整理し、将来的な機能の検討、人口推計を踏まえた適切な総量の削減、市民ニーズの変化に対応した機能の変更・複合化の検討が必要です。2点目は集約型都市構造の構築です。持続可能な都市づくりには、一定の人口密度を保ち、災害リスクが高い地域から低い地域への居住誘導も必要となり、公共施設を含めた都市機能の集約化がカギとなります。3点目は持続可能な施設の維持・管理です。安全に施設を利用するためには、事後保全から、予防保全が必要です。また、老朽化が進む施設の改修には、実効性のある改修計画に加え、施設の機能を効果的に発揮し、持続的な施設運営には、民間活力の活用も必要です。この3つの考え方を基に、再配置計画・個別施設計画を策定してまいります。

続きまして、再配置計画編に移ります。33ページの学校施設をご覧ください。小・中学校の施設状況が下の表にまとめてあります。師勝小学校・師勝中学校、西春小学校・西春中学校、師勝南小学校は、借地があります。34ページには児童、生徒数の状況が、下

の表にまとめてあります。市内の小・中学校は、35ページの国が示す基準をおおむね満たしています。また、学区の状況も、35、36ページの図にあります通学距離は、小学校で1km、中学校で2kmで、国が示す基準を満たしています。37ページをご覧ください。児童・生徒数の将来推計ですが、約20年後には1割以上減少すると見込んでいます。続いて38ページをご覧ください。学校施設における本市の考え方です。人口推計や国の基準を踏まえると、現時点で積極的に学校施設の集約化などを進める理由は見当たらないことから、今後10年程度は現状の学校施設数を維持することを前提としています。一方、老朽化が進み、維持・改修の課題が顕在化しており、学校施設長寿命化計画の改修手法等を見直す必要があるため、今後の議論に向けた準備を今から進める必要があるとしています。

40ページをご覧ください。借地の現状です。昭和40年代高度経済成長の中、初期費用を抑制するため、借地で施設整備が進められました。現在でも公共施設用地の3割が借地となっており財政を圧迫しています。公共施設は恒久的な施設であり、長期的には費用が増加するだけでなく、地権者の事情に左右されるという課題もあります。本市の考え方は、適正配置に併せ、将来的に存続する施設の敷地は原則取得し、用途がなくなった場合は、返還を進める必要があるとしています。

41ページをご覧ください。ここでは、公共施設再配置の基本方針を示しています。持続可能な市民サービスを提供するために、施設の総量縮減と市民サービスの維持・向上の両立を目指し公共施設の再配置に取り組むため、基本方針を、次の42ページに掲げるとおり「①本市の強みを生かした子育て世代に魅力ある施設」、「②地域・多世代間での交流を促す複合的な機能」、「③既存公共施設の時代ニーズに合わせたり・デザイン」、「④公共施設を中心としたコンパクト&ネットワークの形成」と位置づけます。人口減少・少子高齢化が進む中、特に子育て世代など若い世代に住みたい住みたいと思っただき、選ばれるまちづくりを進めるため、施設面だけではなく、機能面からも公共施設の適正化を進める必要があります。43ページをご覧ください。再配置の手法ですが、手法は様々あり、公共施設の状況に合わせて最適な手法を選択します。例えば、「集約化」ですが、類似するサービス・機能を1つの施設に集める手法です。「複合化」は、異なるサービス・機能を1つの施設に集めること、「更新」は、計画的に大規模改造・長寿命化改修を行うことで、建物の劣化進行を遅らせ、耐用年数を延ばします。「移転」は他の施設へ移転すること、「廃止」はサービス・機能または施設を廃止すること、「整備」は新たにサービス・機能または施設をつくることを言います。先の実証事業にて、栗島小学校内に児童館、児童クラブを配置、集約化する取組もこうした手法の1つになろうかと思いません。58ページをご覧ください。学校教育系施設です。下の表にあります小中学校など17施設が対象です。続けて59ページです。現状・課題の整理として、機能面では、一部児童クラブや放課後こども教室といった子育て支援系施設が複合化されています。災害時は、避難場所として指定されており、小学校区は、自治会をまたがっている校区が複数あります。施設面では、他市町と比較すると、延床面積は大きく、当面の児童生徒数では、現状の学校施設数の維持が必要ですが、将来的には集約化などの検討も必要です。一部の学校施設で大規模修繕・長寿命化改修を行っていますが、それ以外の施設も今後長寿命化改修が必要となっている状況があります。再配置方針として、おおむね10年後には具体的な方向性を取りまとめられるよう、市民や関係者の意見を聞きながら将来的な在り方について検討を始めます。プールの老朽化に伴い、水泳授業の民間施設での実施を進めます。

跡地は、地域の交流拠点とするため、子育て支援系、保健・福祉系施設の集約化、複合化の検討を行います。給食センターは、包括的な管理委託を導入し、維持管理も民間活力の導入を検討します。

市では、公共施設全体を通して以上のように考えており、この前提に立って、学校施設においても、将来的に進む少子化や社会情勢に、既存の小学校10校、中学校6校のあり方をどの様に位置付けるか議論するきっかけとして捉え、本会議において協議したいと考え議題として提案させていただきました。よろしくご審議賜りたく存じます。

市長（太田考則）

ただいま資料の説明を受けました。とても難しい課題です。課題の解決には、新たな視点、異なる考え方や大胆な意見が、手助けとなることがありますので、この場では、自由に意見ををお願いします。

（しばらくの間）

市長（太田考則）

私も市長になってから施設計画が全くなく、借地が多いことがわかりました。何か計画を立てなければいけないということで、総合政策部を立ち上げ政策調整課を設けました。この4年間をかけて3月頃に発表できる形になります。何を中心に行うか考えなければならず、中学校6校、小学校10校は適正なのかを考えなければなりません。尾張旭市がほぼ同じ面積・人口で中学校が3校、小学校が8校です。本市の小学校10校は校舎の長寿命化改修工事がされておらず、修繕を進めているところです。まちづくりに関することであり、ご意見ををお願いします。

教育委員（諸星明彦）

参考資料4を見ますと、中学生生徒が令和6年約2,400人、10年後の2035年度2,007人で17%減ります。これほど減るのであれば、中学校の校数を真剣に考えなければいけないと思います。

教育部長（安井政義）

参考資料4を見ていただきますと、北名古屋市の人数を一番上に出して県下の同規模自治体と比較しています。諸星委員が仰せられるとおりの人数として減りつつあります。本市では現状おおよそ1学年800人、9学年で7,200人で、他市町から比べるとそこまで減りません。教育委員会から10小学校を再編となると保護者や地域の住民への説明においては、1学年1クラスしかないということが納得いただける理由と思っています。中学校の減り方で、1学年3クラスが多いか少ないか、納得いただけるか悩みどころです。激減しないところから先ほどの説明になりました。補足すると、先ほど市長から借地の話がありましたが、政策調整課と公共施設について議論をする中で、資料10-1は小学校の区域割はそのままで、仮に師勝中学校と西春中学校を無くしたらどうなるかを作った資料です。資料10-1の中学校で見ると、天神中学校753人、白木中学校356人、訓原中学校650人、熊野中学校774人で、白木中学校は人数が少ないです。今後、減少傾向の地域になります。違う観点で資料の10-2を見ると、天神中学校469人、白

木中学校 480 人、鴨田小学校区を入れて訓原中学校 476 人、熊野中学校 1,108 人で熊野中学校が多くこの案は難しいことが分かります。資料の 10-3 を見ると、天神中学校 469 人、白木中学校 640 人、訓原中学校 650 人、熊野中学校 774 人で、4 校の人数の配置が良く、小学校区から中学校へそのまま通える案となります。資料の 10-5 をご覧ください。学級数に関する国の基準等です。学校を少なくすることについて、クラス数を基に議論したいと思います。小学校では 6 学級までが過小規模、7 から 11 学級の小規模となるところは議論が必要となります。中学校の過小規模の 3 学級は、北名古屋市ではありえません。小規模の 4 から 11 学級になるところが、理論的に説明がしやすいと考えます。まちづくりの観点からは借地の問題もありましたが、都市整備の観点からすると、まちの中心にある学校より、調整区域の学校を優先することはどうなのかという意見もあります。教育部だけではなく、政策調整課を含めた市全体の議論を今後においても継続してまいります。

市長（太田考則）

さきほどの私の発言が間違っておりました。尾張旭市の小学校が 9 校で、中学校が 3 校でありましたので、訂正させていただきます。他に意見や質問はありますか。

（しばらくの間）

市長（太田考則）

大変貴重なご意見、ありがとうございます。そろそろ会議終了時間に近づいてまいりましたので、以上で、議事を終了とし、私の議長としての役目を終えさせていただきます。

議事の進行に、ご協力いただきありがとうございました。

教育部長（安井政義）

ありがとうございます。その他として、事務局から連絡事項をお伝えします。

教育部次長兼学校教育課長（高橋真人）

連絡事項として、1 点お願いします。次回の会議ですが、令和 8 年 2 月 4 日（水）午前 10 時 30 分から、場所は、西庁舎 3 階 302 会議室です。以上でございます。

教育部長（安井政義）

本日の議論や資料も含めまして市の関係部で議論させていただきます。委員の皆さまには、引き続きご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会議を閉じるにあたりまして、教育長からお礼を申し上げます。

教育長（松村光洋）

太田市長におかれましては、本日、総合教育会議を開催していただき、北名古屋市における喫緊かつ奥深い課題である重大事態、中学校部活動の地域展開、通学区域の課題解消への対応、学校規模の適正化を議題としていただきましたことを、まずもってお礼申し上げます。また、委員の皆様方、市長部局の皆様方を中心に鋭意ご協議いただきましたことに対しましても、感謝を申し上げます。令和 5 年の 12 月に公

開されました福原遥主演の映画「あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。」現代から終戦間近の時代にタイムスリップし、戦中優しく真面目で誠実な特攻隊員彰との恋に落ちる。普段親や学校、全てにイライラして不満ばかりの現代女子高生の百合を主人公にした話です。主人公の百合の言葉に「私たちが生きている今は誰かが命がけで学ぼうとしている未来だった」とあります。ここに主人公の心の気づきがあります。戦後80年が経ち、今私たちが誰かが命がけで守ろうとしてくださった未来を生きています。同時に今の公教育という一時代を譲られお預かりしている北名古屋市教育委員会、教育委員会事務局、そして市内の小中学校といたしましては、教育課題を安易に先に伸ばすことなく、教育を今よりもずっと豊かにし、次の世代、時代に引き渡す重大な責任があると思っています。北名古屋市、愛知県の教育振興を図るという目的のもと当面するまた急遽舞い降りる課題解決に向かって、さらには未来、次代に向かって全力でかけまわってまいります。働いて、働いて、働いてまいりたいと思っております。以上お誓いを申し上げ、言葉足らずではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。太田市長様を始めご参会の皆様、今後もどうぞよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

教育部長（安井政義）

以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。本日は、お疲れ様でした。

<午前11時40分閉会>